◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１６６号(Ｈ24. 10. 12)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（１０月５日～１０月１１日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）タクシーが横転した事故
（４）タクシーの車内事故
（５）トラックが乗用車に追突した事故
（６）トラックが横転し、危険物が漏えいした事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
４．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
５．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）
６．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。(再周知)

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝６件】（１０月５日～１０月１２日分）

（１）乗合バスの車内事故１

９月１２日（水）午後３時４０分頃、長野県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１０名を乗せて運行中、バス停を発車したところ、乗客１名（女性、７５才）が転倒した。
この事故により、当該乗客が腰椎圧迫骨折の重傷を負った。
事故当時、運転者は車内を一見した後発車させたが、十分な安全確認を行わなかったため、発車直後に乗客が立ち上がっていることに気付き、急ブレーキにならないようブレーキを踏んだが､当該乗客はバランスを崩して転倒した模様。

（２）乗合バスの車内事故２

１０月６日（土）午前９時２０分頃、宮崎県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客１１名を乗せて運行中、交差点において赤信号のため停車後、青信号に従い発車したところ乗客１名（女性、６７才）が転倒した。
この事故により、当該乗客が左前腕骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は整理券の表示内容について、運転者へ質問しようと席を立ったところ、当該バスが発車したため、転倒した模様。

（３）タクシーが横転した事故

１０月６日(土) 午前２時５０分頃、神奈川県において、東京都に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、前車の右側後部と当該タクシーの左前方が接触し、当該タクシーはバランスを崩し横転した。

この事故により、当該タクシーの当該乗客が足の骨を折る重傷、タクシー運転者は軽傷を負った。また前車の乗員２名が軽傷を負った。

事故当時、当該前車が自動車専用道の出口レーンに車線変更するも急に進路を変え本線に戻ってきたため、回避できなかった模様

なお、当該乗客はシートベルトを着用していなかった模様。

（４）タクシーの車内事故

９月２２日（土）午後０時頃、広島県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客（女性、８３歳）を降車させた際、扉が当該乗客に接触し、バランスを崩して転倒した。

この事故により、当該乗客が左足大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、運転者が降車する乗客の状況を確認せず扉を閉めたため接触した模様。

（５）トラックが乗用車に追突した事故

１０月８日（月）午後３時頃、長野県において、愛媛県に営業所を置くトラックが走行中、渋滞で徐行していた乗用車①に追突、そのはずみで追突された乗用車①がさらに前方の乗用車②に追突し、合計３台が絡む事故となった。

この事故により、当該トラックに追突された当該乗用車①の乗員６名のうち、１名が死亡、３名が重傷、１名が軽傷を負い、当該乗用車②の乗員１名が軽傷を負った。

また、トラックの運転者にはケガはなし。

事故当時、前方で発生した別の事故により渋滞が発生し、徐行していた当該乗用車①にトラックが追突した模様。

（６）トラックが横転し、危険物が漏えいした事故

１０月１０日（水）午前６時１５分頃、大阪府において、府内に営業所を置くトラックが走行中、道路左側の縁石に接触した後、信号柱に衝突するなどして横転し、後続の軽乗用車が追突した。

この事故により、双方の運転者が打撲などの軽傷を負ったほか、当該トラックが横転した際に荷台に積んでいたペンキやシンナー等の危険物（第１石油類第２類・第３類）一斗缶（８０缶）が落下して散乱し、一部が破損して路上に漏えいした。

◇◇

【２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した､｢乗合バスの車内事故防止マニュアル｣や｢トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→（ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html）

〔掲載マニュアル一覧〕

・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

◇◇

【３．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について】

国土交通省では、これまでも「事業用自動車総合安全プラン２００９」に基づき、事業用自動車の事故防止対策を推進しているところですが、平成２４年上半期の事業用トラックが第一当事者となる死亡事故発生件数が増加傾向にあります。

夏の行楽シーズンに伴う交通量の増加が見込まれたことから、より一層事故防止対策に取り組む必要があるため、平成２４年８月に、トラック事業者における安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いましたのでお知らせ致します。

→ （http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf）

◇◇

【４．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について】

本年８月２日に東北自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、同種事故の再発を防止するため、交替運転者の配置基準の遵守をはじめ、輸送の安全に万全を期すよう、国土交通省は高速ツアーにおける安全確保の再徹底について、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を発出しましたのでお知らせいたします。

→　（http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【５．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について】

本年４月２９日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では、本年６月１１日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等をとりまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、６月２９日以降で以下の通りの措置を講じました。これらについてお知らせ致します。

○「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」（6月11日公表）

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10_hh_000030.html

○「高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について」（6月29日公表）

1．高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用

→　高速ツアーバス運行事業者リストを公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html）

2．旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化

→　省令・告示の公布（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000008.html）

3．「高速バス表示ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000009.html）

4．「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html）

5．旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

→ 省令の公布（http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf）

6．「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置

→ 通報窓口の設置（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html）

○「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」（7 月 18 日公表）

→　関係通達の改正
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html）

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」（7 月 18 日公表）

→ 利用者向け安全情報の提供
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【６．平成２４年度の自動車運送事業者における先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成２４年度における事故防止対策支援事業を実施することとなりましたのでお知らせします。

〇補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきましては、以下のリンク先をご覧下さい。

先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援
（http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_24.html）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール

又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆